

組合員の皆様

2015年6月25日

米国における船舶の油濁事故対応計画書 (VRP) – 西アラスカ
新代替計画書基準 (APC) : 1-Call Alaska

2015年2月24日付[回覧](#)にて、米国の港に寄港または出港の際に、西アラスカ水域を航行するタンカー以外の船舶は、連邦法の要件を満たすために代替計画書基準 (Alternative Planning Criteria=APC) に従う必要がある旨、ご案内いたしました。

組合員の皆様がこの要件を満たすためには、これまでは西アラスカで唯一のサービスプロバイダーである Alaska Maritime Prevention and Response Network (AK-AMPRN あるいは Network) に加入しなければなりませんでした。

しかしこの度、National Response Corporation (NRC) と Resolve Marine Group (Resolve) は西アラスカの APC に関して、米国沿岸警備隊 (US Coast Guard=USCG) から最終承認を受けるに至りました。この APC 業者は、アリューシャン列島を航行するタンカー以外の船舶の北太平洋大圏航路に特化したサービスを提供します。

NRC と Resolve は現在、1990年米国油濁法 (OPA 90) 規則に従い、西アラスカのアリューシャン列島水域を航行する際に、タンカー以外の船舶オペレーターに、1-Call Alaska カバーを提供しています。タンカー以外の船舶オペレーターにとっては、西アラスカを航行する船舶に関して APC 業者の選択肢が増えることとなります。

1-Call Alaska カバーの利用について

現在、1-Call Alaska カバーが適用されるのはタンカー以外の船舶のみですが、NRC と Resolve は、西アラスカのアリューシャン列島水域を航行するタンカーにも APC カバーを適用するための最終承認が、近いうちに USCG から下ると見込んでいます。

現在 NRC と契約している組合員は、現行の OPA 90 に基づく NRC との契約に対する付属書である 1-Call Alaska Addendum に署名することで、西アラスカの北太平洋大圏航路を航行するタンカー以外の船舶に対するカバーを追加することができます。

.. /...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: Charles Taylor & Co. Limited. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK

Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

また、OPA 90 に基づく油濁事故対応業者（Oil Spill Response Organization=OSRO）や分散剤散布のサービス契約を現在 NRC と締結していない組合員や、米国連邦法 OPA 90 に基づくサービスを必要としない組合員であっても、1-Call Alaska Addendum と併せて 1-Call Alaska coverage short form contract に署名することで、1-Call Alaska カバーを利用することができます。

1-Call Alaska Addendum

国際グループ（IG）は 1-Call Alaska Addendum を精査し、同 Addendum が米国における船舶の油濁事故対応計画書に関する IG ガイドラインに適合していることを確認しています。したがって、同 Addendum に署名する組合員は、追加保険の必要はありません。

IG ガイドラインに適合している Addendum（本回覧に添付）には、以下のフッターが記載されています。

NRC Covered Vessels Alaska APC – December 2014 – NT

料金

1-Call Alaska の年間料金表を本回覧に添付しています。

現在 NRC と契約している組合員は、NRC の予約料（retainer fee）に加えて、船舶が米国の港に寄港または出港の際に、1-Call Alaska の対象水域を航行する場合にのみ、当該料金が発生します。

現在 NRC と契約していない組合員は、1-Call Alaska カバーを受けるために NRC の予約料を支払う必要はありませんが、1-Call Alaska 年間料金表に沿って支払う必要があります。当該料金は、1-Call Alaska の対象水域を航行する場合にのみ生じます。

1-Call Alaska カバーに関する詳細な情報と上記文書は、1-Call Alaska のウェブサイト（<http://1CallAlaska.com>）に掲載されています。

国際P&Iグループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)